

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年1月18日（令和3年（行情）諮問第15号）

答申日：令和3年8月5日（令和3年度（行情）答申第210号）

事件名：特定刑事施設において特定物品を購入する際の誓約書の用紙等の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年2月20日付け東管発第950号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、正しい物の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書（添付資料は省略する。）

###### ア 文書2の承諾書について

10項目が記載されていますが、2番目の項目が違っています。

本来、訴訟をしない旨の承諾項目が記載されています。これは、私（審査請求人を指す。以下同じ。）も、他の多くの者も確認し、中には購入のために承諾書を記入しているため間違いありません。

正しい物を開示して欲しい。

###### イ 上記主張について、提出した資料が現物です。

文書1は、既に3年以上経過しているため、見本の3種類の度数（1度、2度、3度）が、2年前から度数（1.5度、2.5度、3.5度）の3種類となっています。

文書2は、私自身、上記主張の物を確認したのが、2年前です。

以上から、文書1は、3年前の物、文書2は、近年に（この開示請求に合わせて）変更したというのは不適切なため、正しい物を開示して欲しい。

以上の請求について、宜しくお願い致します。

(2) 意見書

- ア 本件行政不服申立は、理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）2に示す、開示された文書（承諾書）が最新のものではない、とされていますが、これは誤りです。
- イ 行政不服申立にも示した通り、申立人（審査請求人を指す。）が特定刑事施設指定の眼鏡業者の眼鏡の購入を願い出たところ、「民事訴訟の放棄の承諾の項目」、「情報開示請求で業者名の開示をしない承諾の項目」、以上の2点が入った承諾書の署名、指印をしなければ、購入できないと、特定刑事施設内処遇部取調室において、担当官に、承諾書とペンと指印用黒色を出され、私自身は、違法の疑いがあると、拒否したため、購入できません。しかし、他の収容者の多くが、これに署名と指印していることを、行政不服申立に示し、その承諾書の開示を求めているものです。これが開示されていません。
- ウ 令和2年11月26日付けで最新の文書を開示したと、理由説明書2（1）にあります。その直前に、同年1月に法務省矯正局へ提出された、本件の行政不服申立（資料つき）が総務省に届いていないことについて隠ぺいしたのか、放置したのかという問い合わせをした結果です。
- エ 既に1年以上がたち、行政不服申立の誠実及び迅速な対応が全くなされていません。  
そもそも、私の作成した行政不服申立（資料つき）は、届いているのかも全くわからないままです。  
上記イに示した通り、開示を求めた文書が開示されず、しかも、行政不服申立を提出してから、1年以上も放置するなど、最初から今回まで、不誠実で行政が保有する行政文書の開示の目的に反し、かつ、行政不服申立の法にも反し、これを妨害していた疑いすらあります。  
私が昨年問い合わせなければ、いつ審査されたか、全くわからない状況です。
- オ 以上、本件審査において、せめて、正しく公平に判断いただきますようお願い致します。
- ※ 現在、特定刑事施設では、令和3年1月より、新型コロナウイルスクラスターが発生し、所内感染者が続いています。  
本件は、私が申立てた承諾書の署名した者も確認するなどしなければ、正確な判断ができません。  
刑事施設も、矯正管区も法務省矯正局も正しい回答をする誠実さが無い状況では直接調査などの必要があります。どうか十分、感染対

策をして下さい。尚、まだ1年以上放置された行政不服申立があります。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が令和2年1月17日受付行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、同年2月20日付けで本件対象文書について開示決定したことに対するものである。

審査請求人は、要するに、開示決定に当たり処分庁が特定した行政文書は、いずれも開示請求日時点で最新のものではなく、本件対象文書を特定したことは妥当でないとして主張しているものと解されることから、以下、処分庁が本件対象文書を特定したことの当否について検討する。

- 2 処分庁が本件対象文書を特定したことの当否について

#### (1) 文書1について

審査請求人は、開示された文書（「承諾書（老眼鏡（既製品）購入に係るもの）」）が開示請求日時点における最新のものではない旨を主張していることから、諮問庁が、特定刑事施設に対し、改めて開示請求の趣旨に該当する文書で、開示請求日時点において最新のものがいないか探索させたところ、文書1は平成30年3月30日付けで変更されており、請求の趣旨に該当する文書として、開示請求日時点において最新のものではないことが判明した。このことから、上記開示請求に対し、処分庁が当該文書を特定したことは妥当性を欠くものである。

しかし、処分庁は、令和2年1月26日付けで、上記開示請求に対し、改めて平成30年3月30日付けで変更された文書1の開示を実施しており、審査請求人に対しては、開示請求に該当する、請求日時点における最新の行政文書の開示決定がなされたものと認められるから、本件審査請求は訴えの利益を欠く不適法なものとして解するのが相当である。

#### (2) 文書2について

審査請求人は、開示された文書が開示請求日時点で最新の文書ではない旨を主張していることから、諮問庁において、改めて、開示請求の趣旨に該当する最新の文書の有無について、特定刑事施設の事務室、書庫、パソコン上の電子データを探索させたところ、審査請求人に開示した文書が開示請求日時点で最新のものであることが確認され、当該文書以外に請求の趣旨に合致する文書の存在も確認されなかったことから、処分庁が上記開示請求について文書2を特定したことについて妥当性を欠く点は認められない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求のうち、文書1を特定して行った決定を不服とする部分については、訴えの利益を欠く不適法なものであり、文書2を特定して行った決定を不服とする部分については、違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月22日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月11日 審議
- ⑤ 同年7月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、正しい文書の開示を求めているところ、諮問庁は、特定刑事施設に対し、改めて探索させ、文書1は最新のものではないことが判明したため、処分庁は、新たに平成30年3月30日付けで変更された文書の開示を実施していることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

###### (1) 文書1について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

特定刑事施設において、承諾書（老眼鏡（既製品）購入に係るもの）の様式は、「購入品の追加について（お知らせ）」（平成25年7月8日付け）と題する事務連絡文書に規定されていたところ、「購入品の変更等について（お知らせ）」（平成30年3月30日付け）と題する事務連絡文書により、老眼鏡の度数が「1度、2度、3度」から、「1.5度、2.5度、3.5度」に変更になったが、この際、承諾書の様式を改める文書を発出しなかった。しかし、実務上は、変更後の度数に修正した承諾書を使用していたため、改めて文書1の開示を実施した。

イ これを検討するに、諮問庁から、上記ア掲記の各事務連絡文書（いずれも写し）の提示を受け、当審査会において確認したところ、上記アのとおり老眼鏡の度数の記載内容部分に変更になっていることが認められる。さらに、諮問庁から、本件開示請求日当時に特定刑事施設の特定の被収容者から受け取った上記アに係る承諾書の写しの提示を受け、当審査会において確認したところによれば、改めて開示実施された文書1が、開示請求日当時に使用されていた上記承諾書と同様の様式のものであると認められることから、上記アの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情は認められ

ない。

また、原処分の行政文書開示決定通知書においては、開示する行政文書の名称は、「承諾書（老眼鏡（既製品）購入に係るもの）」（特定刑事施設）」とされていることからすれば、本件請求文書の（１）に該当する文書として、本件開示請求時点において特定刑事施設が保有していた、平成３０年３月３０日付けで変更した後の承諾書が、文書１として特定されていたものとみることができる。

そうすると、開示の実施に誤りがあったと認められるものの、本件請求文書の（１）に該当する文書として、文書１を特定したことに誤りがあったとまではいい難い。

加えて、その他に文書１の外に本件請求文書の（１）に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、特定刑事施設において、文書１の外に本件請求文書の（１）に該当する文書を保有しているとは認められず、本件開示請求の対象として文書１を特定したことは妥当である。

## （２）文書２について

ア 審査請求人は、文書２は２番目の項目が違っている、「民事訴訟の放棄の承諾の項目」及び「情報開示請求で業者名の開示をしない承諾の項目」の２点が入った正しい承諾書の開示を求めると主張する。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）特定刑事施設において、文書２の承諾書（メガネ・レンズ等の購入・修理に係るもの）の様式は、「メガネ又はレンズの購入・修理を希望する被収容者から事前に承諾書等を徴することについて」（平成２３年５月２日付け）と題する指示文書に規定されていたところ、「「メガネ又はレンズの購入・修理を希望する被収容者から事前に承諾書等を徴することについて」の一部改正について」（平成２８年５月１２日付け）と題する指示文書により改正された。文書２は、上記平成２８年５月１２日付け指示文書の別紙１であり、文書２が開示請求日時点で最新の承諾書（メガネ・レンズ等の購入・修理に係るもの）である。

（イ）文書２には、審査請求人が主張する「民事訴訟の放棄の承諾の項目」及び「情報開示請求で業者名の開示をしない承諾の項目」に関する記載はなく、改正前の承諾書の様式である平成２３年５月２日付け指示文書の別紙１にも、同様の記載はない。

イ これを検討するに、諮問庁から、上記ア掲記の各指示文書（いずれも写し）の提示を受け、当審査会において確認したところ、文書２は、平成２８年５月１２日付け指示文書の別紙１であることが認められる。

さらに、諮問庁から、本件開示請求日当時に特定刑事施設の特定の被収容者から受け取った上記アに係る承諾書の写しの提示を受け、当審査会において確認したところによれば、文書2が本件開示請求日当時に使用されていた上記承諾書と同様の様式のものであると認められることから、上記アの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、諮問庁が上記第3の2(2)で説明する文書2の探索の範囲等についても、特段問題があるとは認められない。

ウ したがって、特定刑事施設において、文書2の外に本件請求文書の(2)に該当する文書を保有しているとは認められず、本件開示請求の対象として文書2を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について、  
審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件においては、上記2(1)のとおり、開示の実施に誤りがあったものであり、今後、処分庁においては、手続をより一層、適正、的確かつ慎重に行うよう留意されたい。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、特定刑事施設において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 「承諾書（老眼鏡（既製品）購入に係るもの）」 特定刑事施設
- (2) 「承諾書（メガネ・レンズ等の購入・修理に係るもの）」 特定刑事施設

### 2 本件対象文書

- 文書1 「承諾書（老眼鏡（既製品）購入に係るもの）」（特定刑事施設）
- 文書2 「承諾書（メガネ・レンズ等の購入・修理に係るもの）」（特定刑事施設）